

倒産法研究会

前代表幹事 高井 章光 (47期) ●Akimitsu Takai

当会には、16の法律研究会があります。
本コーナーでは、法律研究会の入会方法や活動内容
についてレポートしていただきます。

入会申込書をお渡しいたします。登録1年目の方
は年会費無料です(登録2年目の方は年会費
5,000円、それ以外の方は1万円です)。

1 はじめに

倒産実務は、まさに法律問題のるつぽであり、また取引実務・慣行のるつぽでもあります。M&Aや金融にも大きくかかわり、その対応には広い知見と深い洞察力が要請されます。

倒産法研究会は、このような倒産実務について、初心者から実務経験者まで幅広く研さんできる場として活動しています。基本的には、弁護士会にて毎月第3木曜日18時から開催される定例会において、経験豊かな講師(東京地裁民事8部・20部部総括判事、倒産法研究者、倒産実務家等)による講演を実施し、定例会後の懇親会にて様々な意見交換を行っています。会員数は当会以外の会員も含め357名(3月7日時点)となっており、活発な研究会です。

入会希望の方は、入会前であっても定例会に参加していただくことは大歓迎ですので、定例会参加時に幹事に直接ご相談ください。



定例会の様子

2 初心者向けの活動

初心者用プログラムとしては、毎年2月の定例会において、破産手続申立ての実務を取り上げています。今年も具体的な経験を交えながら、法人と個人の破産申立ての実務について、会員が講師となり、東京地裁民事20部の裁判官からも適宜ご意見を頂きながら解説を行いました。個人の自己破産申立てであったとしても、いろいろなノウハウがあり、そのポイントを解説しています。懇親会には、同部裁判官も参加されますので、裁判所からみた実務的なお話も気軽に聞くことができる機会となっています。

その他の定例会においても、法的倒産手続や私的倒産手続について、第一線での実務を比較的分かりやすく説明してもらえますので、最初は耳慣れない話が多いかもしれませんが、すぐに耳学問にて講師の体験が身につき、実践で大いに役立つことと思います。倒産実務は、まずは個人破産申立てや法人破産申立てから始まると思いますが、更に3年の弁護士実務経験を経た後は、東京地裁の破産管財人名簿への登録が可能となりますので、破産管財事件に携わることもできます。破産管財人になってからの対応などには、研究会における研さんが非常に役に立つと思います(そのほか、破産管財人になろうとする弁護士向けには、倒産法研究会会員が講師となって、破産管財研修を毎年4回実施しています)。

3 さらに研さんを深める活動

倒産実務をさらに深く研さんしたいと希望する会員向けに、2か月に1回程度のペースで、倒産実務の研究会を開催しています。倒産法の研究者をお招きし、法的問題・実務的問題について毎回テーマを決めて検討しており、今年は「倒産債権の優先・劣後」について検討を行っています。倒産弁護士を目指す方は是非とも参加してみてください。

また、これまで『倒産法改正への30講』（2013年、民事法研究会）、『倒産と担保・保証』（2014年、商事法務）を発刊し、昨年も『破産手続書式集（新版）』（慈学社）を発刊しています。このように、研さんした内容を対外的に公表する活動も行っています。

そのほか、毎年、東京弁護士会、第一東京弁護士会、大阪弁護士会の各倒産法部と共催でのシンポジウムの実施（このシンポジウムの内容は『NBL』に掲載されています）、東京地方裁判所民事20部における東京三弁護士会の倒産法部との協議会（年2回開催）への参加など、裁判所や他の弁護士会との交流も活発に行っています。

4 さらなる活動について

さらに、年1回、主に温泉地にて合宿を行っています。昨年は軽井沢で実施し、初日の午後前半は、法政大学法学部杉本和士教授から「開始時現存額主義」*1について、基本から最



懇親会の様子

近の最判までを講演していただきました。基本的かつ難しい概念を分かりやすく解説していただきました。後半は40期代の中堅弁護士による倒産実務における失敗談の公表会があり、参加者全員の貴重な教訓としました。その後は懇親会、二次会にて、さらに懇親を深めました。翌日はゴルフコンペがあり、ゴルフはそちらで更に研さんを積み、その他の方はゆっくり観光しました。

倒産実務は法律のつぼであり、取引実務・慣行のつぼですので、専門書も多数出ていますが、専門書に書かれていない実務経験も非常に重要となります。その実務経験を月1回の定例会・懇親会を中心とした活動において、先輩弁護士から後輩弁護士に継承していくことが、当研究会の第一の使命であると思っています。倒産を専門としていない事務所の方であっても、倒産弁護士となることに興味がありましたら、是非ご参加ください。 NIBEN

定例会	毎月第3木曜日 18:00～(月により変更あり)
連絡先	事務局・俣野 紘平 西村あさひ法律事務所 TEL : 03-6250-6598 / FAX : 03-6250-7200 k_matano@jurists.co.jp
年会費	1万円(毎年3月末に支払) ※登録1年目の弁護士は無料、登録2年目の弁護士は5,000円
入会方法	倒産法研究会ブログ(下記URL)をご参照ください http://niben.jp/blog/tousanhou/nyukai/

*1 連帯債務など債権者に対して同一の給付を独立して履行すべき義務がある場合、その債務者のうちの一人が破産したとき、債権者はその破産手続の開始時の債権残高について債権届出ができ、他の債務者からその後に返済を受けても完済されるまではその債権届出額を減額する必要はないという規律(参考、破産法104条)のこと。